

県内の交通事故	
発生件数	4,036件 (+73件)
死者数	44人 (-3人)
負傷者数	4,761人 (+76人)
死者全国ワースト3位 令和7年4月末時点 (前年比)	

4月末現在の確定値です。最新の件数については、千葉県警ホームページにて公表しています。

第193号 発行：千葉県環境生活部くらし安全推進課 電話 043 (223) 2263 FAX 043 (221) 2969

ヘルメット
かぶるあなたは
かつこいい



千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

令和7年7月10日(木)～19日(土)

夏の交通安全運動







令和7年 夏の交通安全運動が始まります

実施期間 令和7年7月10日(木)から7月19日(土)までの10日間

スローガン ヘルメット かぶるあなたは かっこいい

運動の
重点目標

① 自転車ヘルメット着用
と交通ルール遵守



② 飲酒運転の根絶
～飲酒運転ゼロを目指して～



③ 歩行者の安全確保と
安全運転の励行



自転車乗車時はヘルメットの着用を!

改正道路交通法の施行により、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となっています。

令和6年における全国での自転車乗車時ヘルメット着用率は17.0%のところ、千葉県は6.5%で、**全国ワースト2位**となっています。

自転車乗用中の交通事故で亡くなった方のうち、約5割が頭部に致命傷を負っています(図1参照)。

また、ヘルメットの着用状況による致死率(注)は、着用している場合と比較して、着用していない場合が約1.7倍と高くなっています(図2参照)。

自転車を利用する際は、ヘルメットを着用して、頭部を守りましょう。

ヘルメットは、努めてSGマークなどの安全性を示すマークの付いたものを使い、あごひもを確実に締めるなど正しく着用しましょう。

(図1、図2 引用元:警察庁HP)



図1 自転車乗用中死者の人身損傷主部位(致命傷の部位)
(令和2年～令和6年合計)

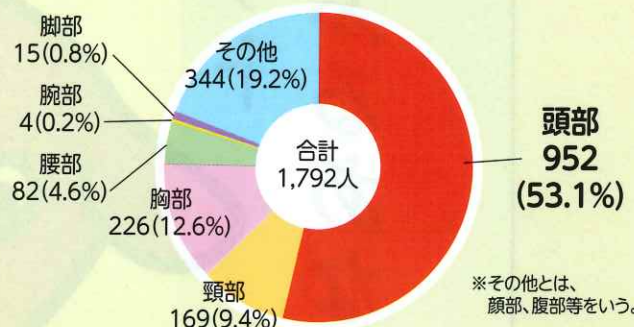


図2 ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」
構成率比較(令和2年～6年合計)



(注)自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であったものの構成率を比較

自転車運転中のながらスマホ・酒気帯び運転は

罰則の対象となります!

令和6年11月1日の道路交通法の改正により、自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました。

○運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。



○酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。



飲酒運転は絶対しない・させない・許さない!

飲酒したら絶対に車両等を運転してはいけません!

飲酒運転は、人の命を奪う事故につながる危険で悪質な犯罪です。

飲酒時には、安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力などが低下している状態になります。

「気が大きくなり速度超過などの危険な運転をする」「車間距離の判断を誤る」「危険の察知が遅れたり、危険を察知してからブレーキペダルを踏むまでの時間が長くなる」など、飲酒運転は交通事故に結びつく危険性を高めます。

千葉県では、積極的に街頭啓発や飲食店などを通じて、県民に飲酒運転根絶を訴えています。

千葉県飲酒運転根絶計画

「千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例」に基づき、県、県警、市町村及び関係団体により構成される千葉県飲酒運転根絶協議会において、令和6年度から令和10年度を計画期間とする「千葉県飲酒運転根絶計画」を策定しました。

飲酒運転ゼロを目指して

「飲酒運転を絶対に根絶する」という強い意志を持ち、また、相互に連携して「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という県民意識の定着を図るため、飲酒運転の根絶に関する教育や知識の普及、啓発活動を推進します。

飲酒運転根絶宣言事業所・店を募集しています!

千葉県では、飲酒運転の根絶を宣言した事業所と飲食店の登録を行っています。飲酒運転の根絶のためには、周りの方からの声掛けも重要です。飲酒運転ゼロを目指し、登録してみませんか?

登録後、県が右記のことを行います。

詳しくは、
千葉県HPを
ご確認ください▶



- ・登録証の交付
- ・啓発物資の配布
- ・事業所名又は飲食店名及び所在地(市町村名のみ)を千葉県のホームページに掲載(ただし、同意が得られた場合に限り)

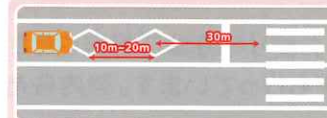
ゼブラストップで事故ストップ! ～横断歩道は歩行者優先～



信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況
全国調査(2024年JAF調査結果)千葉県46.8%(全国第30位)



車の運転者の方へ



- ・ダイヤモンドは、その先に信号機のない横断歩道等があることを知らせる道路標示です。
- 減速して安全確認しましょう。



- ・歩行者より先に通過できそうでも止まりましょう。
- 歩行者の横断が優先です。
- ※歩行者の直後を通過する行為も危険なのでやめましょう。
- ※横断歩道のない交差点でも歩行者の横断を妨げてはなりません。

歩行者の方へ



横断歩道が近くにある道路を横断するときは、横断歩道を渡らなければなりません。少し遠回りでも安全が大事です。



「渡るアピール」と「安全確認」をしましょう。
手を上げるほか、手で合図したり、車の運転者と目を合わせるなど、お互いのコミュニケーションが大切です。

「横断歩行者等妨害等」は**交通違反**です。

反則金**9,000円**(普通車の場合)・違反点数**2点**

☆横断しようとする歩行者等がいなかったことが明らかな場合を除き、横断歩道直前で安全に停止できる速度で進まなければなりません。

☆横断歩道を横断し又は横断しようとする歩行者等がいるときは、横断歩道直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければなりません。

「はればれ運転」 でいこう!

はればれ運転とは、「危険を避けるため、運転する時と場所を選択し、運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う運転技能の低下を補うような運転方法を探ること」をいいます。
※「はればれ運転」は、千葉県独自の名称となります。

具体例

- ① 視界が悪い
雨の日の運転は
控える。



- ② 体調が悪いときは
運転を控えて
タクシーなどを
利用する。



- ③ 長距離運転は
やめて、近所の
運転に努める。



- ④ 夜など
暗い時期は、
運転を控える。



特定小型原動機付自転車等を利用する際は、 交通ルールを正しく理解しましょう。

特定小型原動機付自転車を利用する際は、交通ルールを正しく理解し、順守しましょう。



主な交通ルール

- 16歳未満の者の運転は禁止
- 飲酒運転の禁止
- 原則として車道の左側を通行
- 標識（ナンバープレート）の取付け
- 自賠責保険（共済）への加入 など

詳しい交通ルールについては [こちら](#) →

警察庁ウェブサイト



ペダル付き電動バイク

- ペダル及びモーターを扱える車両のうち、
○スロットルが備えられており、モーターのみで
走行させることができるもの
○駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト
自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの
は、自転車ではなく、一般原動機付自転車
又は自動車です!



◎交通事故の相談

千葉県交通事故相談所

検索

交通事故の当事者となり、お困りの方はご相談ください。

臨床心理士による心のケアも行っています。県内各市町村の巡回相談も行っていますので、日程等はお問い合わせください。

なお、くらし安全推進課ホームページでも巡回相談日程や交通事故Q&Aをご案内しています。

問い合わせ先

- | | | |
|---------|-----------------|------------------|
| ● 本所 | 県庁本庁舎2階 | TEL 043-223-2264 |
| ● 東葛飾支所 | 東葛飾合同庁舎4階 | TEL 047-368-8000 |
| ● 安房支所 | 安房合同庁舎1階 | TEL 0470-22-7132 |

◎千葉県交通安全教育推進員の派遣

千葉県交通安全教育推進員

検索

学校、町内会、職員研修などで交通安全教室を開く際にご活用ください。対象者に合わせて経験豊富な推進員を派遣いたします。（講師料は無料ですが、講師の交通費等の実費分は負担願います。）

◎交通安全ビデオの貸出

千葉県交通安全ライブラリー

検索

交通安全教育に役立てていただくために、交通安全ビデオ（DVD・VHS）の貸出を行っています。

ビデオ一覧は、くらし安全推進課ホームページをご覧ください。

問い合わせ先

- 千葉県環境生活部 くらし安全推進課 交通安全対策室 TEL 043-223-2263